

平成25年7月18日 第30号
発行：東京二十三区清掃一部事務組合
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
TEL 03-6238-0613~5 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

宮城県女川町の災害廃棄物受入処理が完了しました

東日本大震災により発生し、広域的な処理が必要な宮城県女川町の災害廃棄物を稼働中の全ての清掃工場受入処理してきましたが、平成25年3月29日、中央清掃工場において、最終搬入が完了しました。清掃一組の清掃工場での受入処理量は、総量で25,411.75トンとなりました。災害廃棄物の受入処理状況について、ご紹介します。

宮城県女川町の被害状況

平成23年3月11日、宮城県沖約130キロメートルを震源に発生した国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0の巨大地震と、この地震による大津波は、東北及び関東地方の太平洋沿岸に未曾有の災害をもたらしました。

特に、女川町のある宮城県石巻市周辺の沿岸地帯は甚大な被害を受けました。最大で14.8メートルの津波に襲われた女川町は、市街地の大部分がのみ込まれ、8割以上の建物が被害に遭い、800名を超える町民の皆様の尊い命が失われました。



大震災発生翌日の女川町

女川町の災害廃棄物処理問題

建物の解体が進むにつれて災害廃棄物の量は増大していき、平地の少ない女川町では、災害廃棄物の仮置場の確保も難しく、やむを得ず民有地を利用した仮置場は飽和状態になりました。増え続ける災害廃棄物の量は当初の推計で44万4千トンとなり、通常町内から排出される廃棄物のおおよそ115年分に相当する量となり、女川町の復興に向けて、災害廃棄物の処理は最大の課題となりました。

女川町を始め、宮城県の沿岸市町村は、津波被害による行政機能へのダメージも甚大でした。宮城県は沿岸市町村と災害廃棄物処理の事務処理委託を締結し、災害廃棄物をブロック毎に県内処理を最優先する計画を立てましたが、圧倒的な発生量により県外処理にも依存せざるを得ない状況となりました。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散から、災害廃棄物についても、その影響が懸念され、県外処理は遅々として進まない状況にありました。

特別区長会による受入れ確認

このような中で、平成 23 年 10 月 14 日、特別区長会は東京都からの依頼により宮城県女川町及び宮城県から災害廃棄物受入処理の要請を受けました。特別区長会では、受け入れる災害廃棄物処理の安全性の確認や区民の協力を得るための諸課題の整理を進めることとしました。また、特別区長会会長である西川清掃一組管理者が現地女川町を訪れ、被災地の窮状、困難な状況から復興に向けて歩みだそうと努力する女川町の姿を視察しました。



仮置場に置かれた災害廃棄物

清掃一組では、災害廃棄物を焼却処理した影響を確認するため、石巻地区広域行政処理組合石巻広域クリーンセンターで行われた焼却試験を評価しました。その結果、石巻広域クリーンセンターにおける焼却試験結果は、通常のごみ焼却時及び清掃一組の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られないことを確認しました。

平成 23 年 11 月 15 日に開催された特別区長会において、清掃一組の清掃工場における受入れを確認しました。この確認に基づき、平成 23 年 11 月 24 日に特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県が災害廃棄物の円滑な処理について「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意」を締結しました。

試験焼却と住民説明会の実施

基本合意の締結後、清掃一組の清掃工場で法令及び管理基準等に適合した処理ができることを再確認するため、大田清掃工場及び品川清掃工場において試験焼却を実施しました。試験焼却は、現地での試験と比較するため、通常のごみに対する災害廃棄物の混合比率をおおむね 20%としました。試験焼却の結果、両工場の通常運転時及び清掃一組全清掃工場の通常運転時と比較して同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られないことを再度確認しました。この試験の結果を受けて、平成 24 年 2 月 3 日～29 日にかけて、受入れ先となる清掃工場の全所在区 16 区において、所在区、清掃一組、東京都が合同で、住民説明会を延べ 22 回開催し、約 1,000 人の区民の方々が参加しました。住民説明会では、放射能に関する不安の声が寄せられました。清掃一組では平成 23 年 7 月から 23 区内のごみ処理に関する放射能の影響を確認するため、全工場での排ガス中の放射能濃度を継続して測定し、その測定結果は全て不検出であること、放射性物質はろ過式集じん器で確実に除去できることなどを説明し協力を求めました。

全清掃工場で災害廃棄物を受入れ

平成 24 年 3 月 2 日の中央清掃工場での受入れを皮切りに、平成 24 年 8 月までに稼働中の全ての清掃工場での受入れに順次拡大していきました。また、全ての清掃工場で災害廃棄物の初回受入れ時

に、排ガス、排水等の環境測定や空間放射線量率の測定を実施しました。放射能等の測定結果や毎月の災害廃棄物受入計画等も清掃一組ホームページに公開し、災害廃棄物受入れに関する区民への情報提供を積極的に行いました。

東京二十三区清掃一部事務組合議会による現地視察

東京二十三区清掃一部事務組合議会は、平成 24 年 11 月 14 日～15 日にかけて、女川町及び石巻ブロックの災害廃棄物中間処理施設を視察しました。視察に先立ち、宮城県議会を表敬訪問し、清掃一組議会を代表し井口議長から「23 区として被災地の一日も早い復興のため協力を惜しまない」と述べ激励しました。女川町では、津波に襲われた中心市街地を視察後、町役場にて、罹災時の状況や復興計画とその進捗状況、女川町を離れている町民のケアなどについて、須田女川町長、女川町議会の皆さんと活発な意見交換を行いました。

災害廃棄物中間処理施設の視察では、木くず、廃プラ、鉄くずなどを手選別し、危険物が除去される過程を確認するとともに、各議員は現地施設で働く町民の方々を激励しました。



女川町の災害廃棄物中間処理施設を視察する清掃一組議会議員

女川町の復旧・復興

23 区が災害廃棄物を受け入れたことで、女川町の復旧・復興も確実に進んでいき、町の主要産業である漁業でもさんまの水揚げ量が震災前の 7 割程度まで回復し、海沿いの仮置場の災害廃棄物が撤去された後には、冷凍冷蔵施設も再建されるなど町民の雇用拡大も期待されるようになりました。

こうした復興への女川町民の感謝の意を携え、平成 25 年 3 月 15 日に開催された特別区長会には須田女川町長、木村町議会議長がお見えになり、4 月から町内全域にわたり復興事業を本格化させていくこと、そこまで着手できるようになったのも 23 区の協力によるものである旨、感謝を述べられました。

女川町内の仮置場は、災害廃棄物の処理が進んだことで更地に戻りました。女川町では「とりもどそう 笑顔あふれる女川町」を合言葉に、今後 6 年間に亘る町の復興計画を立てています。まだまだ長く厳しい道のりを歩まなければならない状況にありますが、復興の最大の妨げとなっていた災害廃棄物の処理が終わり、

町には明るさが戻ってきています。今後は町民の皆さんが一丸となった女川町再生の加速化が期待されています。



災害廃棄物が撤去された後に建てられた冷凍冷蔵施設

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

◆平成25年第1回臨時会（平成25年5月17日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 7	和解について	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に起因した損害賠償金(平成23年度分)の支払いについて 損害賠償金額 2億9,591万6,848円	可決

◆平成25年第2回定例会（平成25年6月25日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案 8	東京二十三区清掃一部事務組合副管理者の選任同意について	特別区の区長から選出	同意
議案 9	東京二十三区清掃一部事務組合副管理者の選任同意について	知識経験を有する者から選出	同意
議案 10	東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について	組合議会の議員から選出	同意
議案 11	東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について	知識経験を有する者から選出	同意
議案 12	港清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額4億7,250万円	可決
議案 13	板橋清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額5億190万円	可決
議案 14	品川清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額4億6,410万円	可決
議案 15	葛飾清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額7億9,800万円	可決
議案 16	有明清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の契約変更について	平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用に伴う契約変更 変更後契約金額3億1,639万円	可決
報告 2	平成24年度東京二十三区清掃一部事務組合事故繰越し繰越し計算書について	平成24年度歳出予算経費を平成25年度に繰り越す 繰越額8,085万円	

閉会中の継続調査

1. 運営委員会
 - ・ 議会の運営連絡等について